2026 年 10 月 15 日 発行

■■ 民紹協メルマガ通信　 NO．200 ■■

発行：民紹協

いつもお世話になっております。本メールは、2 週間に 1 回提供しています。

＜コンテンツ＞

◆◆ 今週のひとこと
◆◆ ＴＯＰＩＣ
◆◆ 気になる統計の動き－大学生の生活時間

◆◆ 今週のひとこと

■ 運動会

10 月中旬の連休の一日、知り合いのお子さんが通う幼稚園の運動会に行ってきました。普段は甘えてばかりの子どもが、運動会では友達ときちんと並んで行進したり、「玉入れ」などの競技に一生懸命取り組んだりしていました。その姿を見て、「運動会ってすごいな」と感銘を受けました。ある教育の専門家によると、子どもは運動会を通して、①集中する力、②最後までがんばる気持ち、③みんなで協力すること、④ほかの人をほめる気持ち、⑤やりきったときの達成感を学ぶそうです。運動会は、まさに「小さな社会」を体験する場所だといえます。

海外にも日本のような運動会があるのか調べてみました。アメリカには「Field day（フィールド・デイ）」という行事がありますが、基本的には自由に参加するスタイルです。日本のように「全員で参加し、何週間も前から準備する」というものではないようです。

日本の運動会も、時代とともにその役割が変わってきました。戦争の前後の時代には「みんなで同じ動きをすること」や「決まりを守ること」がとても重視されていましたが、現代では逆に「一人ひとりの個性を大切にすること」や「勝ち負けを気にしすぎないこと」が目指されるようになっています。

「決まりを守ることを重視するあまり、全員に同じ行動や能力を求める」のではありません。また、「個性を大切にするあまり、競い合いや難しいことから子どもを遠ざける」のでもありません。自分の個性を生かしながら周りと協力し、競い合いながらも相手を大切にする……。こうした体験ができるのが「運動会」であり、これこそが「小さな社会」と呼ばれる理由です。

☆━━☆

◆◆　ＴＯＰＩＣ

このコーナーでは、最近の労働関係の動きの中から、民営職業紹介事業に関係のある話題を紹介しています。

――

■１　11 月は「過労死等防止啓発月間」です／厚労省

「過労死等防止啓発月間」とは、毎年 11 月に厚生労働省を中心として全国で実施される過労死防止の啓発・キャンペーン期間です。ここで「過労死等」とは、業務上の過重負荷による脳血管疾患・心臓疾患による死亡・障害や業務上の強い心理的負荷（ストレス）による精神障害を原因とする自殺・障害のことをさしています（過労死防止対策推進法第 2 条)。この月間に合わせ、自社の「長時間労働の有無」「有給休暇の取得率」「ストレスチェックの活用状況」などを定期チェックするきっかけとしましょう。

＜詳しくは＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_76625.html

■２　過労に伴う精神障害の労災発生に注意／政府

政府は、10 月 9 日、過労死の現状や国の対策をまとめた今年の「令和 8 年版 過労死白書」を閣議決定しました。これによりますと、業務における強い心理的負荷による精神障害の発病が増加し、精神障害の労災支給決定件数が昨年度 1082 件になるなど、7 年連続で過去最多を更新しています。企業において適切な取組を行うとともに、従業員自身も無理な働き方をしていないかの振り返り、注意することが望まれます。

＜詳しくは＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_76612.html

■３　男女雇用機会均等法後の 40 年間の変遷を整理／厚労省

厚生労働省は、10 月 2 日、労働政策審議会雇用環境・均等分科会において、令和 7 年版「働く女性の実情」のポイントを取りまとめた資料を配布しましたが、その中で男女雇用機会均等法後の 40 年間の変遷を紹介しています。

（１）女性の就業拡大
－女性の雇用者数：昭和 60 年 1,548 万人 → 令和 7 年 2,879 万人（1,331 万人増加）
－雇用者総数に占める女性の割合：昭和 60 年 35.9% → 令和 7 年 46.5%（10.6 ポイント上昇）

（２）M 字カーブの変化
－M 字カーブの底「30～34 歳」の女性の労働力率： 昭和 60 年 50.6% → 令和 7 年 85.9%（35.3 ポイント上昇）

（３）女性の管理職増加
－課長級以上(部長級＋課長級)：昭和 60 年 1.4% → 令和 7 年 14.0%（12.6 ポイント上昇）
－係長級以上(部長級＋課長級＋係長級)：昭和 60 年 2.5% → 令和 7 年 18.4%（15.9 ポイント上昇）

（４）男女間賃金差異縮小
－男女間賃金差異：昭和 60 年 59.6 %→ 令和 7 年 76.6%（17.0 ポイント上昇）

＜詳しくは＞
https://www.mhlw.go.jp/content/11901000/001755410.pdf
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_76543.html

■４　20 代正社員、モチベーション低下要因 1 位は「ミスや失敗」／民間調査

（株）ジェイックは、9 月 15 日、20 代の正社員を対象とした「モチベーション低下と回復の実態」に関する調査結果を発表しました。これによりますと、仕事へのモチベーションが下がる要因は、
－1 位「ミスや失敗」（42.7%）
－2 位「成長実感が得られない」（33.3%）
－3 位「職場の人間関係」（28.2%）
の順となり、反対に「もう少し頑張ろう」と思える前向きなきっかけは、
－1 位「自分自身で気持ちを整理すること」（46.2%）
－2 位「上司からの声掛け」（35.0%）
－3 位「先輩からの声掛け」（29.9%）
の順となりました。

＜詳しくは＞
https://www.jaic-g.com/news/pressrelease/260915/

■５　正社員の通勤時間は平均 56 分／民間調査

（株）マイナビは、10 月 9 日、「正社員の通勤負担の実態調査」の結果を発表しました。これによりますと、正社員の現在の通勤時間は平均 56 分でした。理想は平均 39 分でしたので現実と 17 分の差がありました。また、通勤時間が仕事や生活に与える影響について聞いたところ、通勤時間が長い層では「現在の通勤時間の長さにストレスを感じている（21.9%）」が最多となり、通勤時間の長さ別に寝不足の頻度では「通勤時間が長い（1 時間以上）」層の 74.0%が週 2 日以上の寝不足を感じると回答するなど、影響がみられました。
＜詳しくは＞
https://www.mynavi.jp/news/2026/10/post_54887.html

☆━━━☆

◆◆　　気になる統計の動き

このコーナーでは、「行政の動き」「統計の動き」「労務管理」「研究・報告」等のテーマの中から、適宜取り上げて紹介しています。本号では、「統計の動き」として、全国の大学生を対象とした大規模な全国学生調査から、生活時間について見ていきます。

■　大学生の生活時間

文部科学省は、10 月 9 日、令和 7 年度「全国学生調査」の結果を公表しました。この調査は、734 大学に在籍する学部 2 年生（約 61.8 万人）及び 4 年生等（約 64.8 万人）、並びに短期大学 237 校に在籍する 2 年生以上の学生（約 2.7 万人）を対象に実施されました。ここでは、多くの調査事項のうち、大学に在籍する学部 2 年生と 4 年生等の今年度後期の授業期間中の平均的な 1 週間（7 日間）の生活時間について見ていきます。

（1）2 年生
①授業への出席
－1 位：16-20 時間（27.7%）
－2 位：21-30 時間（23.9%）
－3 位：11-15 時間（16.7%）

②予習・復習・課題など（卒論を除く）
－1 位：1-5 時間（54.3%）
－2 位：6-10 時間（23.2%）
－3 位：11-15 時間（8.7%）

③部活動／サークル活動
－1 位：0 時間（52.8%）
－2 位：1-5 時間（25.9%）
－3 位：6-10 時間（10.3%）

④アルバイト
－1 位：11-15 時間（23.2%）
－2 位：6-10 時間（20.9%）
－3 位：16-20 時間（16.4%）

（２）4 年生等
①授業への出席
－1 位：1-5 時間（46.4%）
－2 位：6-10 時間（16.1%）
－3 位：0 時間（14.0%）

②卒業論文・卒業課題
－1 位：1-5 時間（26.0%）
－2 位：6-10 時間（17.5%）
－3 位：0 時間（13.9%）

③予習・復習・課題など（卒論を除く）
－1 位：1-5 時間（44.9%）
－2 位：0 時間（30.5%）
－3 位：6-10 時間（10.9%）

④部活動／サークル活動
－1 位：0 時間（71.1%）
－2 位：1-5 時間（14.8%）
－3 位：6-10 時間（5.4%）

⑤アルバイト
－1 位：11-15 時間（19.0%）
－2 位：6-10 時間（17.9%）
－3 位：0 時間（17.0%）

＜詳しくは＞
https://www.mext.go.jp/content/20261009-koutou02-000001987_5.pdf

☆――☆
◆◆　《「厚労省人事労務マガジン」ダイジェスト》
ここでは、月２回程度発行される厚生労働省発行「人事労務マガジン」の最新号について、職業紹介事業者の法令等改正に関係ありそうなものを取り上げて紹介します。

――

■2026 年 10 月 7 日発行　人事労務マガジン定例第 192 号　■
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_76577.html
※　関係法令の制定や改正に関する情報掲載はございません。

・・・・・・　民紹協からのお知らせ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

◆職業紹介責任者講習◆

職業紹介責任者の方はもとより、職業紹介責任者が行う従事者に対する教育として事業報告書に記載が可能です。是非当協会の講習を教育の機会としてご活用ください。

【集合型（リアル開催)】
◇東京:11/9（月)、11/30（月)、12/21（月）
◇大阪: 11/18（水)、1/13（水）
◇福岡：12/11（金）

【オンライン】
10/29（木)、11/4（水)、11/11（水)、11/13（金)、11/17（火)、11/19（木)、11/24（火)、11/26（木)、11/28（土)、12/1（火)、12/3（木)、12/7（月)、12/9（水)、12/14（月)、12/16（水)、12/18（金)、12/23（水)、12/25（金)、1/6（水)、1/8（金)、1/14（木）

※各講習のお申込み・詳細は下記 URL（民紹協ホームページ）からお願いします。
https://www.minshokyo.or.jp/course/apply/

【基本編】
令和 8 年 12 月 15 日（火） 13:30～16:30
「求職者確保のための求人情報サイトの活用について」
令和 9 年 1 月 25 日（月）13:00～17:00
「職業紹介事業者の AI 活用～安全に AI を使いこなすには～」
令和 9 年 2 月 26 日（金）13:00～17:00
「外国人材の職業紹介事業スタートアップセミナー」
令和 9 年 3 月 3 日（水）13:00～17:00
「職業紹介事業者の AI 活用～安全に AI を使いこなすには～」

【応用編】
令和 8 年 10 月 22 日（木）13:00～17:00
「外国人材の職業紹介セミナー（応用編）」
令和 8 年 11 月 20 日(金)9:30～17:00
「求職者を採用に繋げるスキルアップセミナー」
令和 8 年 12 月 11 日(金)13:00～17:00
「外国人材の定着を高める“フロー×ストック”戦略セミナー」
令和 9 年 2 月 17 日(水)13:00～17:00
「職業紹介事業実務力アップセミナー」
令和 9 年 3 月 11 日(木)9:30～17:00
「求職者を採用に繋げるスキルアップセミナー」
※各セミナーのお申込み・詳細は下記 URL（民紹協ホームページ）からお願いします。
https://www.minshokyo.or.jp/seminar/
＞＞＞

許可なく転載することを禁じます。